一般財団法人武蔵野市開発公社敷地等の一時賃貸事業実施要綱

（令和２年４月１日要綱第５号）

改正（最終）令和７年８月１日要綱第１号

（目的）

第１条　この要綱は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が管理する敷地及び施設（以下、「公社敷地等」という。）を使用することについて必要な事項を定めるものとする。

（使用対象者）

第２条　公社敷地等の使用を希望する個人または団体の代表者のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、公社敷地等を使用することができる。

⑴　満 20 歳以上の者ただし、PENNY LANE GALLERY 事業については、満 18 歳以上の者とする。

⑵　使用決定時に使用料を納付できる者

⑶　身分証明証等を提出できる者

（使用対象事業）

第３条　使用対象となる事業（以下、「一時賃貸事業」という。）は、次に掲げるものとする。

⑴　ＦＦビル内及び敷地内の事業

イ　吉祥寺デッキ事業

ロ　Ａ３階段下事業

ハ　ＰＥＮＮＹ　ＬＡＮＥ　ＧＡＬＬＥＲＹ事業

ニ　Ｂ棟コーナー事業

⑵　公社の施設及び敷地内での事業

イ　チャレンジマルシェ事業

ロ　２ビル軒先事業

（使用制限）

第４条　公社理事長（以下、「理事長」という。）は、公社敷地等で実施する事業が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用を許可しないものとする。

⑴　前条各号の事業実施要領に規定する事業の目的に合致しないもの

⑵　公序良俗に反するもの

⑶　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第２号の暴力団の利益になるもの
⑷　前各号に掲げるもののほか、一時賃貸事業の運営上支障があるもの

（使用申請）
第５条　第３条の事業について公社敷地等の使用を希望する個人及び団体の代表者は、理事長に使用申請書を提出しなければならない。

（使用決定及び通知）
第６条　理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、公社敷地等の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用手続き）
第７条　前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、使用料の全額を納入しなければならない。

（使用許可）
第８条　理事長は、前条の手続きを完了した者に対し使用許可証を交付する。

（使用者の善管注意義務）
第９条　使用者は、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、一時賃貸事業の目的に従い効率的な運用を図らなければならない。
２　使用者の責に帰すべき事由により、一時賃貸事業の施設又は附属設備を滅失し、又はき損したときは、使用者は、これを原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

（公社敷地等の返還）
第 10 条　使用者は、公社敷地等を返還しようとする際、き損箇所等がある場合は理事長の指示に従い、これを撤去し、又は修繕して原形に復さなければならない。
２　前項の撤去、修繕等に要する費用は、使用者の負担とする。

（展示物及び物品等の盗難・破損）
第 11 条　搬入搬出時及び、使用中における展示物及び物品等の盗難・破損について、いかなる場合においても、使用者の責に帰するものとする。

（使用権の譲渡の禁止）

第 12 条　第８条の規定による使用の許可を受けた個人及び団体は、その権利等を第三者に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用許可証の携帯）

第 13 条　使用者は、公社敷地等を使用するに際し、当該使用許可証を携帯しなければならない。

（承認事項）

第14条　使用者が使用許可を受けた後、事業を中止しようとするときは、速やかに理事長に申し出、その承認を受けなければならない。

２　理事長は、前項の規定により、報告があったときは、これを承認し、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

３　使用許可証が交付された後、公社の故意または瑕疵による設備整備等により使用が中止された場合、使用中止日以降の使用料の100分の200を支払うものとする。

４　前項の規定により中止された事業については、営業補償等その他の費用については、補償を行わないものとする。

（使用料の返還）

第15条　理事長が自然災害（被災者生活再建支援法２条１号）により使用が難しいと判断した場合、災害発生日以降の使用料の100分の100を返還するものとする。

（使用の禁止及び指示事項）

第16条　使用者は、公社敷地等を使用するに際し、次に掲げる各号を遵守しなければならない。

⑴　貸出スペースに隣接する壁面やガラス面等に広告物等を張り付けてはならない。

⑵　施設の階段や通路の通行を止める行為又は阻害する行為をしてはならない。

⑶　使用に際し持参した物品や発生したゴミ等を残置してはならない。

⑷　火気を使用してはならない。

⑸　介助動物を除き、動物を持ち込んではならない。

⑹　調理及び飲食を伴う行為をしてはならない。

⑺　食品販売は、保健所の届出及び許可を得たもの以外を取り扱ってはならない。
⑻　道路使用等の必要な許認可は、使用者側で取得し、許可証の写を提出すること。
⑼　貸出スペースの使用にあたり、音を出す行為及び声掛け等については、周辺の店舗及び来街者等に十分配慮しなければならない。

（使用の取消）
第17条　理事長は、申請内容に虚偽がある場合、その使用許可を取り消すことが出来る。
２　前項の規定により、取り消された場合、使用料の返還は行わないものとする。

（委任）
第18条　この要綱に定めるもののほか、使用の手続については、各一時賃貸事業要領の定めるところによるものとする。

（個人情報の利用目的）
第19条　この事業で取得した使用者情報は以下の目的のために利用する。当該利用目的以外の運用については、公社が定める個人情報の取り扱いを適用する。
⑴　使用者に弊社レンタルスペースをご利用いただくため。
⑵　使用者からのお問い合わせにお答えするため。
⑶　使用者の利用状況を把握し、弊社レンタル事業の内容改善や統計情報に用いるため。
⑷　弊社レンタル事業の運営上のトラブル解決のため。
⑸　その他、何らかの理由で使用者に連絡する必要が生じたときのため。

付　則
この要綱は、令和２年４月１日から施行する。
付　則
この要綱は、令和２年９月７日から施行する。
付　則
この要綱は、令和３年４月１日より施行する。
付　則
この要綱は、令和７年８月１日より施行する。

一般財団法人武蔵野市開発公社Ａ３階段下貸出事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、一般財団法人武蔵野市開発公社（以下、「公社」という。）が武蔵野市開発公社ビルＡ３階段下の一部（以下、「Ａ３階段下」という。）を貸し出す事業（以下、「Ａ３階段下貸出事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第２条　公社は、武蔵野市吉祥寺本町１丁目８番16号内のＡ３階段下の一部においてＡ３階段下貸出事業を行うこととする。

（使用内容）

第３条　街の活性化、にぎわいの創出に資する事業として、公社理事長（以下「理事長」という）が認める内容について、別表１で指定した範囲でＡ３階段下を使用することができる。

（休止期間）

第４条　Ａ３階段下貸出事業の休止期間は、コピス吉祥寺の休館日及び工事期間中、又は理事長が指定する期間とする。

（使用申請）

第５条　Ａ３階段下の使用を希望する者は、別表２の記載事項を公社の指定した方法で、理事長に提出しなければならない。

（使用の決定及び通知）

第６条　理事長は、前条に規定する申請があったときは、その申請内容を審査し、Ａ３階段下の使用の可否を決定し、申請者に通知する。

（使用料）

第７条　前条の使用の決定について、通知を受けた者（以下、「使用者」という。）は、別表３に定める使用料を納入しなければならない。

（使用許可）

第８条　理事長は、前条の手続を完了した者に対し、Ａ３階段下使用許可証を交付するものとする。

３　理事長は、前項の規定によるＡ３階段下使用許可証の交付の際に、管理上必要な条件を付することができる。

（使用の中止）

第９条　使用者が中止を申し出た場合、次に掲げる費用を返金するものとする。

⑴　その使用する日から起算して31日以上前　使用料の100分の100

⑵　その使用する日から起算して公社の１営業日前　使用料の100分の50

⑶　使用日当日　返還なし

付　則

この要領は令和元年10月１日から施行する。

付　則

この要領は令和２年４月１日から施行する。

付　則

この要領は令和３年７月１日から施行する。

付　則

この要領は令和４年５月20日から施行する。

別表１（第３条関係）

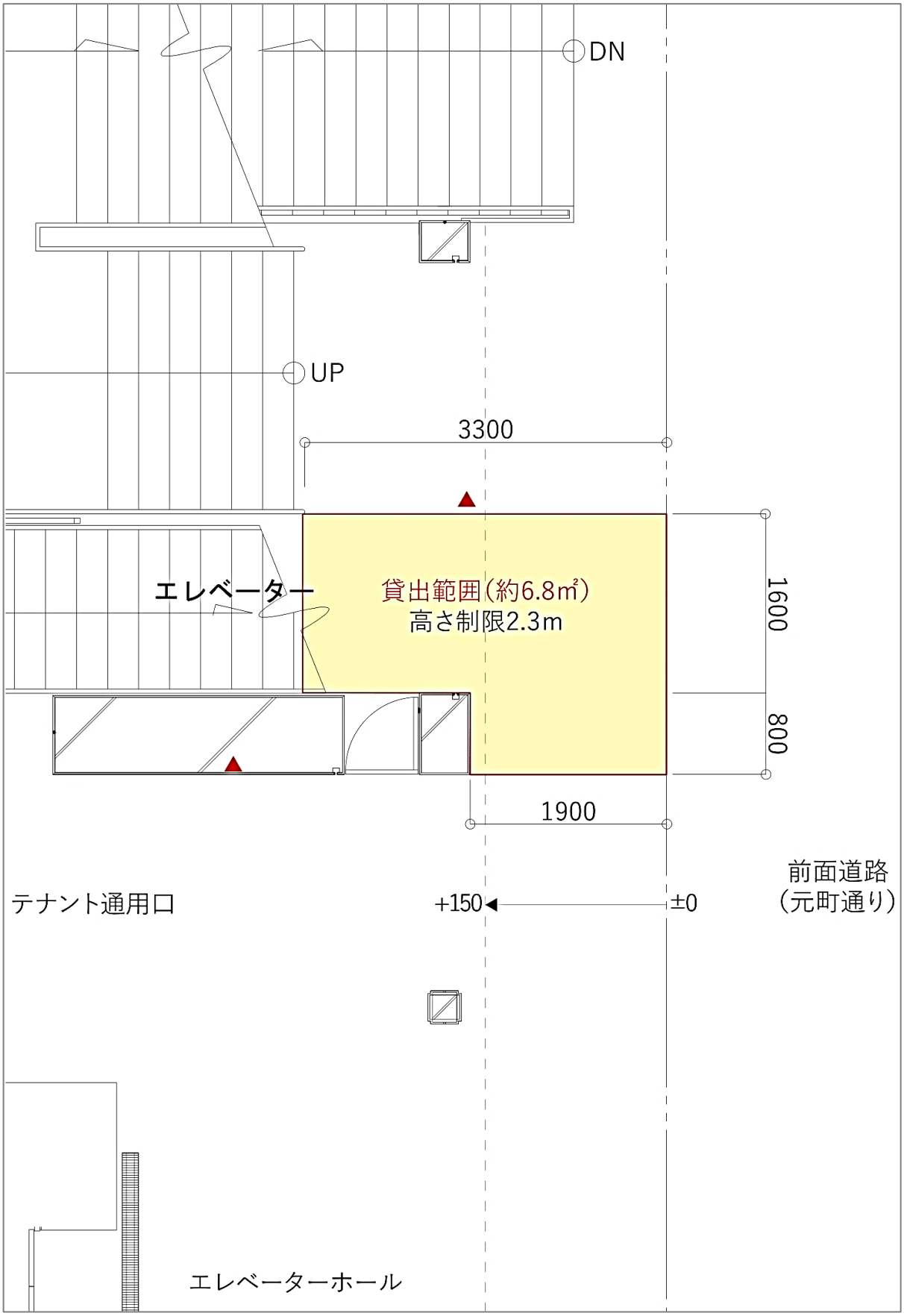
DN
UP
3300
エレベーター
貸出範囲(約6.8㎡)
高さ制限2.3m
1600
800
1900
前面道路
(元町通り)
テナント通用口
+150
±0
エレベーターホール

別表２（第５条関係）

申請情報	備考
使用時間帯	実際の使用時間
使用区分	新規またはリピーター
事業形態	法人または個人事業主及びそれ以外
事業者名	企業名または屋号 会社概要または個人事業主登録情報
所在地	郵便番号及び住所
使用者	使用者氏名または業務執行者氏名
連絡先	電話番号及びメールアドレス
使用目的	小売業、イベント、展示の区分 使用詳細及び事業概要

別表３（第７条関係）

使用期間	10～21 時
平日	6,600 円
土日祝日	13,200 円

消費税等含む